

情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（第10回）議事録

1 日 時 令和7年4月9日（水）15時02分～15時38分

2 場 所 Web会議

3 出席者

（1）構成員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、東條 吉純（主査代理）荒牧 知子、大橋 弘、
男澤 江利子、実積 寿也、関口 博正、長田 三紀、藤沢 久美、
三浦 佳子

（2）事務局

牛山 智弘（郵政行政部長）、折笠 史典（郵便課長）、
江口 雄太（郵便課課長補佐）、柳迫 泰宏（信書便事業課長）
能登部 康生（信書便事業課課長補佐）

4 議 題

（1）論点の検討（一般信書便役務に関する料金規制の在り方について）

（2）その他

開 会

○山内主査　それでは、ただいまから第10回郵便料金政策委員会を開催いたします。

本日はウェブ会議ですので、皆様、御発言の際にはマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いしたいと思います。

現時点で荒牧委員と三浦委員が若干遅れていらっしゃいますが、後ほど御出席いただくということで、本日は10名の参加ということにさせていただきます。なお、三浦委員は会議終了時刻によって、途中で御退席の予定と伺っております。

議 題

(1) 論点の検討（一般信書便役務に関する料金規制の在り方について）

○山内主査　それでは、本日の議事に入りたいと思います。前回の委員会と同様に、本日も事務局から、「論点の検討」について御説明をお願いしたいと思います。まずは、前回委員会の意見と、それを踏まえた方向性(案)について御説明いただきまして、その後に、一般信書便役務に関する料金規制の在り方について御説明いただければと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長　総務省郵便課、折笠です。

資料10－1に基づいて、御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。本日の委員会で御議論いただく論点についてです。本日は、「(3) その他必要と考えられる事項」の「①一般信書便役務に関する料金規制」について御議論いただく予定です。

2ページを御覧ください。前回委員会での御議論について、簡単に振り返りをさせていただきます。前回の委員会におきましては、「(2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方」といたしまして、算定基準等の方向性について御議論いただいたところです。

2ページから4ページまでは、当該論点についていただきました主な御意見を掲載しております。個別の御意見につきましては説明を割愛させていただきますが、総論としましては、事務局からお示しさせていただいた方向性におおむね御賛同の御意見をいただけた一方で、各論としましては、それぞれの項目に記載されておりますように、特に郵便事

業の実態や、特殊性、実行性などを十分に踏まえた検討が必要であるといった観点を中心に、多数の御意見を頂戴したところです。

5ページと6ページを御覧ください。前回の委員会で頂戴しました御意見、御議論を踏まえ、算定基準等の各検討項目に関する方向性の案をお示ししております。

まず、「(i) 算定基準等の検討の方向性について」です。25グラム以下の定形郵便物の上限料金の算定基準等は、現行の郵便料金と同様に総括原価主義とすることが望ましいとしております。また、※1にありますように、制度の趣旨も踏まえ、25グラム以下の定形郵便物の上限料金については、できるだけ低く抑えることが必要であることから、他の郵便物に比して、より低廉にするという点について、算定基準等に明記することも含めて検討を行うことが望ましいと考えております。

続いて、「(ii) 適正な原価について」です。検討の方向性ですが、基本的には現行制度の郵便事業収支等の計算方法をベースに原価算定の方法を検討することが望ましいとしております。

その上で、「荷物事業等との費用配賦」のところですが、現行の方法をベースに検討を行う場合であっても、算定基準等に反映する上で見直すべき点がないかについて、改めて検討を行うことが適当であり、また、その際には、郵便事業や荷物事業の実態等も踏まえた上で、コストドライバーの妥当性等の検討を行い、透明性や説得力のある基準とすることが望ましいとしております。

続いて、「原価の考え方（人件費や物価の上昇等の反映等）」についてです。まず、原価の算定に当たっては、合理的に説明が可能な範囲内で人件費や物価の上昇等を適切に反映させることが望ましく、そのため、原価の算定期間については、将来にわたる一定の幅を持った期間とすることが望ましいとしております。そして、人件費や物価の上昇を適切に原価に反映する手法につきましては、他の公共料金制度の例や郵便事業の実態等を精緻に分析した上で、公的な統計データの活用の可能性やDXによる影響なども含めて検討を行う必要があるとしております。

次に、「経営効率化の反映」についてです。原価の算定に当たっては、効率化を促すことで不必要な値上げを抑制することが必要であり、算定基準等において一定の効率化を促す仕組みを組み込むことが望ましく、その際には、他の公共料金や他の民間事業者等の例も参考にしながら、郵便事業の実態や特殊性、技術進歩等を踏まえ、その実行性も加味した上で検討を行うことが望ましいとしております。

6 ページを御覧ください。「(iii) 適正な利潤について」です。上限料金の算定に当たりましては、「適正な原価」に加えて「適正な利潤」(事業報酬)を基に算定を行うことが妥当であり、「適正な利潤」の算定につきましては、鉄道や電気と同様に、事業運営のために必要な資金調達に係るコストを賄うという趣旨の下で、「レートベース方式」による算定を基本として検討することが望ましく、その具体的な算定方法の検討に当たりましては、労働集約的であることや日本郵政が全株保有義務を負っているといった郵便事業の実態や特殊性、設備投資や研究開発の必要性なども踏まえ、その実行性を加味した上で検討を行うことが必要であるとしております。「適正な利潤」の算定期間につきましては、原価の算定期間と合わせることを基本としつつ、原価うちの減価償却費と合わせて、算定期間に何らかの配慮を行う必要があるかの検討を行うことが望ましい。また、郵便事業の収支の見通しが厳しい中で、過剰な利益を計上し、利用者に転嫁しているといった誤解を受けることがないように、適正な利潤の算定方法を算定基準等において明確にして公開するとともに、実際の算定過程も一定程度示していくことが望ましいとしております。

次に、「(iv) 将来の需要予測について」です。昨年10月の料金改定の影響について精緻に分析を行うことも含め、需要予測の精度向上を図った上で、算定基準等に将来の需要予測の考え方などを反映する方向で検討することが望ましいとしております。

それから、「(v) 今後の算定基準等の検討の進め方について」です。本委員会におきましては、算定基準等の検討に当たっての大きな方向性を示していただくという観点から、まさに前回の委員会で皆様からもたくさん御意見を頂戴しておりますけれども、そのような検討が必要な論点あるいは留意点などについて取りまとめた上で、それらを踏まえて、今後、総務省において、専門家等の参画を得ながら、具体的な算定基準等について検討する場を設けて議論することが適当としております。

これら前回の御議論を踏まえた方向性案につきましても、追加的に御意見等があれば頂戴できましたら幸いです。

7 ページから本日の検討事項であります一般信書便役務に関する料金規制についての資料となりますので、ここで説明を信書便事業課長の柳迫に替わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○柳迫信書便事業課長　総務省信書便事業課長の柳迫と申します。

それでは、7 ページ以降が本日の議題となる一般信書便役務に関する料金規制の在り方についてです。まず、7 ページを御覧ください。本日の検討事項として、一般信書便役

務に関する料金規制の見直しについて、その必要性を検討し、必要性があるのであれば、規制の方向性について検討を行うとしております。真ん中には、第6回委員会で示した論点（案）も記載しているところです。

8ページを御覧ください。本委員会で、これまで委員の先生方から頂戴した御意見等を並べております。

9ページを御覧ください。ここからが論点の検討です。まず、「見直しの必要性について」です。現行制度では、一般信書便事業は、提供する役務の範囲が定められていないことから、クリームスキミング的参入が行われないう、一般信書便事業者に対し、全国の区域において、全国均一料金により一般信書便役務を提供することが必須となっております。

そのため、全国で送達を行うことが求められる一般信書便役務に関する料金は、全国均一料金になっているかを確認するため、原則、事前届出制となっているところです。また、25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物につきましては、総務省令で料金の上限額を設定することとしております。この上限料金の規制の背景としましては、25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物については、25グラム以下の信書の利用の割合が高く、特に必需性が高い反面、採算性が低いということがありまして、個人が利用しやすく、なるべく安い料金で提供されることを確保するため、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25グラム以下の定形郵便物の料金と同額の110円が上限額として定められているところです。

10ページでは、一般信書便役務に関する料金と郵便料金の比較表を示しています。これを見ていただきますと、郵便料金については収支相償の規定がありますが、それ以外は一般信書便役務に関する料金と郵便料金は同じ規制になっています。上限料金の規制の考え方も、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定めるという点は、現行の郵便法の上限料金の規制の条文と同じ規定になっておりまして、上限額を設定する際の考慮要素が同じということもあり、同額の上限額が設定されております。ただし、日本郵便に対する上限料金の規制の考え方が総括原価主義を前提として議論されておりますので、総括原価主義に移行した場合に、一般信書便事業者に対する上限料金の規制の在り方が今回の議論のポイントです。

11ページを御覧ください。次に、「規制の在り方について」です。これまでの御議論にもありましたとおり、一般信書便事業者は新規参入事業者ですので、一般論として、上限料金の規制ではなくて、公正な競争を通じて低廉な料金を実現することが求められているところです。

他方で、一般信書便事業に特有の事情もありまして、12ページのとおり、一般信書便事業者は、全ての範囲の信書を扱うことができます。そのうち、必須役務である一般信書便役務に該当するのは左下の①の範囲です。

11ページに戻っていただきまして、一般信書便役務のうち、特に採算性の低い25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金につきましては、実質的な役務提供の回避につながる料金を設定することによって、ユニバーサルサービスの提供に支障が生じないようにする必要があるのではないかと問題提起をしているところです。

この点につきまして、これまで一般信書便役務と郵便については、同等の規制が設定されてきたところですが、今回、日本郵便に対する上限料金の規制が総括原価主義に移行した場合に、一般信書便事業者につきましても、総括原価主義に基づいて、より主体的・機動的に対応可能な制度に見直した場合、事業者間のコスト構造の違いから、日本郵便と一般信書便事業者の間で上限額が異なるおそれがありまして、結果として、ユニバーサルサービスの提供に支障が生じることを許容することになるのではないかとしております。

こうしたことも踏まえまして、今回の規制の在り方としましては、25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物につきまして、現行の上限料金の規制の考え方を見直す場合であったとしても、一般信書便事業者がユニバーサルサービスの提供に支障を及ぼす料金を設定しないよう、引き続き、一定の規律を設ける必要があると考えるが、どうかとしているところです。この点が本日御議論いただきたい点でございます。

以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。前半は、算定のやり方を議論したということで、基本的に、前回、事務局から御提示いただいた方向で皆さん御理解いただいたということではありますが、その他細かい点についていろいろ御意見がありましたので、それらをまとめていただいております。

後半の一般信書便役務についても、様々な観点から議論をいただきましたが、最後の11ページ目で論点を提示していただいたところです。

どなたか御質問あるいは御意見はございますか。東條委員、どうぞ、御発言ください。

○東條主査代理　　ご説明ありがとうございます。前回、欠席いたしましたので、前半のところも一言コメントしますが、基本的に、5 ページ、6 ページでおまとめいただいた方向性に賛成です。特に郵便事業の実態等を踏まえた分析を行うということが各項目で明記されているということ、非常に重要だと思います。他の公益事業について、ぴったり参照できるものがない中で、郵便事業の特殊性を踏まえた適正な原価の算定あるいは利潤の算定をするということが方向性として示されたと理解いたしました。

続いて、論点（3）の一般信書便役務ですけれども、これも山内主査がコメントされたとおり、郵便が総括原価であるということで、形式的に一般信書便事業も総括原価にそろえるというのはやはりまずいわけで、それは12ページのイメージ図、それから、11ページの取りまとめでいただいた方向性の説明を見れば、明らかだろうと思います。公正競争を通じて低廉な料金を実現するというのが一般信書便事業の制度の趣旨ではありますが、残念ながら、うまくいっていないというのが実情です。総括原価の違いから、公正な競争が維持できないような形での新規参入を許す制度設計というのはユニバーサルサービス維持の観点から問題があると考えておりますので、11ページの事務局の整理でよろしいかと思います。

○山内主査　　ありがとうございました。事務局から何かコメントありますか。

○折笠郵便課長　　前回の御議論つきまして、改めて御意見をいただきまして、ありがとうございます。おっしゃっていただきましたように、他の公共料金を参考にしつつも、そのまま適用することが難しいという点につきまして、前回も、より具体的な注意点というものもいただいておりますので、郵便の実態をしっかり踏まえながら、あるべき算定基準等について議論していきたいと思っております。ありがとうございます。

○山内主査　　前回の算定基準については、先ほども御説明がありましたように、具体的にやってみなければ分からないところがあると思いますので、基本的には、総括原価ではありますが、具体的には、事務局でより詳細に御検討いただいた上で、また、細かいところについての議論の場を設けるということもあり得るかなと思っております。

長田委員、どうぞ御発言ください。

○長田委員　　長田です、ありがとうございます。

まず、前段の部分につきましては、事務局の御提案どおり、賛成します。

後半の一般信書便役務のところも賛成ですけれども、やはり、先ほども御発言がありま

したように、かつて一般信書便事業という他の事業者さんに参入していただいて競争してもらうことを検討していた時代と比べると、この分野の事情はどんどん変わってきていて、そこで正しい競争が今から生まれるのかというのは、なかなか難しい状況になっているのではないかと考えています。その中で、いろいろなお考えがあるということは分かっていますけれども、それでも今の郵便のいわゆるユニバーサルサービスの部分に関しては、きちんと信頼のできる事業として、日本郵便に頑張っていただくためにも、そこだけ総括原価だから、ここはどうしても25グラム以下のところは全国に集配して届けるためには高くなりますということを理由にそこだけ高くして、そこはサービスを、皆さん、高いから利用しない、でも、ほかのところは自由に安いほうを選ぶというような形になっていくと、ますます日本郵便は大変かなという気がしますので、そこは慎重な検討を御提案どおりしていただければいいかなと考えています。

以上です。

○柳迫信書便事業課長　長田先生、ありがとうございます。先生がおっしゃいますとおり、信書便法第1条の目的規定では、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保することと、利用者の選択の機会の拡大を図ることの二つがあります。そのうちの一つが信書の送達のあまねく公平な提供を確保するという事で、デジタル化の進展に伴って、信書の需要が下がってきている中で、クリームスキミングを許すことによって、全国均一料金を維持することが難しくならないように、引き続き、必要な規律を設けていく必要があると考えます。

○山内主査　実積委員、どうぞ。

○実積委員　実積です。御丁寧な御説明、ありがとうございます。

11ページ目の最後のところですが、今後とも一般信書便事業者の提供するサービスの上限料金について一定の規律を設ける必要があると書かれて、趣旨は全く賛成ですし、言わんとされていることは分かりますが、この委員会のアウトプットというのは、一定の規律を設けてほしいというところだけで終わり、具体的な形は、今回は議論の枠外ということになるのでしょうか。そこを質問させてください。

○柳迫信書便事業課長　実積先生、御質問ありがとうございます。御質問いただきました点につきましては、10ページの表の真ん中にありますとおり、現行の上限料金の規制の設定の考え方というのが、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定めることとなっています。そ

のため、信書便法と郵便法で同じ勘案要素となっていて、郵便法で上限料金の規制の考え方を変えたときに、信書便法の上限料金の規制の考え方がユニバーサルサービスの提供に支障がないようにするために、今の規定のままでいいのかという点については、考え方の見直しを検討する必要があると思います。ただし、ユニバーサルサービスの提供に支障を及ぼす料金を設定しないようにする規律をどのように設けるのかというのは、やはり法技術的な側面というのがありますので、仮に規定を見直す場合には、内閣法制局とも相談しながら検討していくことになると思っています。

○実積委員　この委員会の結論としては、郵便に関する料金の算定方法の変更ないし修正に伴って、一般信書便事業の上限規制に関しては廃止せず、何らかの規制は続けるというところだけは決めると理解すればいいのでしょうか。

○柳迫信書便事業課長　先生のおっしゃるとおりです。見直しによって、上限料金の規制の考え方とか規定ぶりが変わるかもしれませんが、基本的には、クリームスキミングを防止するための規律が今後にも必要になるというところを今回の御議論の中で整理していただけだと考えております。

○実積委員　分かりました。一般郵便事業も、潜在的にはありますが、大事なサービス事業ですので、その料金に関して、ユニバーサルサービスの観点から何らかの規制が必要だということを確認したということですね。了解しました。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。

○藤沢委員　藤沢です、よろしいでしょうか。

今のお話で、「規律」と「規制」という言葉があったのですが、上限はユニバーサルサービスを守るために郵便と同じ料金にしましょうと、こちらが規制ですかね。規律としては、ユニバーサルサービスをしっかり守ることができるような形にしましょうと。文言については、法技術が必要なので、そちらにお任せします。なので、我々としては、クリームスキミングを防止するために郵便と同じ条件は設定しましょうということをここで合意するという理解でよろしいでしょうか。ただし、やはりこれを永遠に続く話にしてしまっただという理解でよろしいですか。

○柳迫信書便事業課長　藤沢先生、ありがとうございます。

クリームスキミングの防止というところはおっしゃるとおりだと思っていて、ユニバーサルサービスの提供に支障がないようにするというところは大事なポイントだと

思っています。どういう規制にするのかという点は、まだ具体的に決められないのですが、上限料金の規制で考えた場合に、日本郵便の上限額と同じになるというのがクリームスキミングの防止の観点で有効だと考えております。

他方で、前回の御議論にもありましたとおり、郵便の上限料金の具体的な算定基準をこれから議論するという事情もありますので、実際に、どういう理屈で、どういう水準に設定していくかというのは、算定基準の結果を踏まえて検討していくことになると思っています。現行の上限料金の規制の中でも、上限額というのは省令で定めることになっておりまして、省令で上限額を定めるときは、郵政行政分科会への諮問を経ることになっていますので、今後も仮に同じように省令で上限額を定めることとなる場合には、改めて、算定基準の議論の結果を踏まえた上限額の考え方を御審議いただくことになると思います。

以上です。

○藤沢委員　ありがとうございます。規律は設けましょうというところを合意しますということで、私も賛同いたします。

○山内主査　ありがとうございました。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　ありがとうございます。実積先生と藤沢先生が整理してくださったので、疑問が解消されましたが、今、柳迫さんからも御回答いただいたので、私の中では、ああ、そういうことなのだなと。そもそも、こういう委員会で私たちの目指すところ、ゴールがどこなのかというのが分からなくなっておりました。ですが、規律を設けることが重要だと認識しています、それを全うしていけたら良いのかなと感じました。

○山内主査　ありがとうございます。男澤委員、どうぞ、御発言ください。

○男澤委員　ありがとうございます。私も一般信書便役務に関する料金規制の在り方について、やはり、ユニバーサルサービスの提供を前提としたときには一定の規律が必要だというのが今回の事務局の御提案であり、そこには賛同いたします。では、そういったときにどういう規律が必要なのかという点に関しては、11ページに書いていただいておりますが、日本郵便と同様に総括原価主義に基づいて見直せばいいかといったときに、そこまで単純な問題ではなくて、パラレルにそのまま動かすといったときの弊害等もきちんと考慮した上で、しかるべき規律を今後検討していく必要があるという整理だということで理解いたしました。現状、対象事業者がない中で、どういった規律を設けていくべきか、今後の課題と認識しましたがけれども、事務局に整理していただいたとおり、まず、前

提として、ユニバーサルサービスの提供というところと、クリームスキミングはあつては困るという中での今回の御提案だと思うので、この点も含めて、今後、規律の内容についても議論していければと思いました。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。

それでは、会議の終了も押し迫っておりますので、もし仮に追加的な御意見がある場合は、事務局まで御連絡いただきたいと思います。後日、事務局から御回答いただくようにしたいと思います。

(2) その他

○山内主査　それでは、以上で本日の議題は終了となります。最後に、今後のスケジュールについて、事務局から御説明いただければと思います。

○折笠郵便課長　貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございます。

資料の14ページを御覧ください。今後のスケジュール（案）をアップデートしたものとになります。昨年末の委員会で整理いただいた論点につきましては、今回までの委員会で一通り御議論いただきましたので、次回の委員会からは、この御議論を踏まえて取りまとめます報告書の案について御議論いただければと考えております。次回の会合につきましては、現在、日程を調整させていただいておりますため、決定次第、改めて御案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。次回からは取りまとめということになります。また、皆様、御協力いただければと思います。

閉　　会

○山内主査　それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。本日は御議論いただき、どうもありがとうございました。

(以上)